

ワンヘルスの普及啓発に資するカードゲーム制作等業務委託仕様書

1 委託業務名

ワンヘルスの普及啓発に資するカードゲーム制作等業務委託

2 業務目的

新型コロナウイルス感染症をはじめ、人と動物双方に感染する「人獣共通感染症」は、人口増加、農地化等の土地利用の変化、これらに伴う生態系の劣化や気候変動等によって動物と人との関係性が変化したために、元々野生動物が持っていた病原体が様々なプロセスを経て人にも感染するようになったとされている。この人獣共通感染症に対応するためには、人と動物の健康と環境の健全性を1つの健康と考えるワンヘルスに基づく総合的な取組が重要である。

県民にワンヘルスを実践してもらうためには、ワンヘルスを自分事として考えてもらうことが重要である。

このため、自らの行動が与える影響を、直観的、体験的に理解してもらえよう、模擬的に現実を再現できるカードゲームを制作し、体験してもらうことで、自らの行動が社会を変えていける実感を持ってもらうことを目的とする。

3 委託期間

契約を締結した日から令和7年3月31日まで

4 委託料上限額

8,030千円(税込)

5 業務内容

(1) ワンヘルスの本質理解に繋がるカードゲームの制作

- ① 県と協議をおこなった上で選出した関係者のインタビューを実施し、それら内容を踏まえた上でカードゲームを制作すること
- ② カードゲームは原則として対面開催で用いるカード形式とする
- ③ カードゲームの対象は中学生以上または小学生が親子で体験できるものとする
- ④ 1回のカードゲームで体験できる人数は最低10名以上とすること
- ⑤ カードゲームの制作においてテストを1回以上実施すること
- ⑥ テスト終了後、参加者にアンケートを実施すること
- ⑦ カードゲームのツールにおけるデザインを行うこと
- ⑧ カードゲームは日本語で制作すること
- ⑨ 1回のカードゲーム実施時間は60分程度とすること
- ⑩ 1名のファシリテーターで運営できること

(2) カードゲームが運営できるファシリテーターを育成する養成講座の実施

- ① 対面でファシリテーター養成講座を1回以上実施すること
- ② 実施の日程は県と調整のうえ決定すること
- ③ 養成講座を受講するファシリテーターは30名を上限とする
- ④ 養成講座では受講者が参照するテキストおよび、カードゲームを運営するためのスライドを提供すること
- ⑤ 福岡県および養成講座を修了したファシリテーターに対し、効果的な運営方法について助言を行うこと

(3) カードゲーム体験会の実施

- ① 県が実施する県民参加型啓発イベントにおいてゲーム体験会を実施・運営すること。
- ② 実施は令和6年10月を目途とし、日程は県と調整のうえ決定すること。

(4) 制作したカード・報告書等の提出

- ① 制作したカードキットは、令和6年9月20日までに30セットを「7 納品場所」へ納品する。
- ② 本業務において制作したカードのデータやカードゲーム実施に必要な資料等は、電子媒体等で「7 納品場所」へ提出する。
- ③ 本業務の完了後、業務完了報告書を速やかに提出すること。

5 業務を遂行する上で必要な事務

- (1) 提案に当たっては、妥当性があり実現可能なものとなるように、十分精査すること。
- (2) 企画検討、連絡調整のため、県との打ち合わせを必要に応じて行い、事業の進捗状況、計画等について報告を行うこと。打ち合わせ以外にも、県と十分な協議を行うため、随時連絡調整を行うこと。
- (3) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を配置すること。
- (4) 委託先事業者は業務実施に当たって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分に注意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- (5) 当事業実施にあたって必要な費用は委託先事業者が負担すること。
- (6) 当事業実施にあたって関係法令及び福岡県の条例等を遵守すること。

6 著作権

- (1) 委託先事業者が本業務委託により制作したデータ（中間成果品を含む）の所有権や、著作権（著作権法第27条、28条に規定する権利を含む）、利用権は県に帰属するものとし、委託先事業者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 成果品等に、委託先事業者が従前から有していた知的財産権（著作権、ノウハウ、アイデア、技術、情報）が含まれていた場合には、権利は委託先事業者に保留されるが、県は当該権利を無償で使用できることとする。
- (3) 成果品の一部に第三者が権利を有する著作物を使用した場合は、所有権、著作権、利用権等に関して、委託先事業者の負担で必要な手続きを行うこと。

(4) 他者の著作権侵害など知的財産権等に関わる問題が生じた場合は、委託先事業者が全責任を負うこと。

7 納品場所

〒812-8577

福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁3階南棟

福岡県保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室

8 その他

この仕様書に定めのない事項については、県と委託先事業者の双方で別途協議を行うこととする。